

後期高齢者医療に関するお知らせ

令和4年度から後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっており、令和4年度から保険料率が変更されます。所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置についても、変更されます。

改定後の保険料率に基づく保険料額は、令和4年7月中旬頃に通知する予定です。

● 保険料の構成

年間保険料額 (限度額66万円) ※100円未満切捨て	=	均等割額 被保険者一人当たり 44,310円	+	所得割額 (総所得金額等 - 43万円) × 8.27%
-----------------------------------	---	------------------------------	---	------------------------------------

● 保険料率の改定

令和3年度まで		令和4年度から	
均等割額	43,100円	均等割額	44,310円
所得割率	8.38%	所得割率	8.27%

2年ごとに改定される保険料率は、「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書を皆さまに送付しています。

算定の経緯については、広域連合のホームページで紹介していますのでご参照ください。また、保険料率の改定に関する疑問・質問は、広域連合で受け付けています。

令和4年度の保険料軽減措置について

後期高齢者医療制度は、所得の低い世帯の方の保険料を軽減する次のような措置が設けられています。

(1) 均等割額の軽減措置

世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
43万円 + (給与・年金所得者等※の数 - 1) × 10万円	7割	13,293円
43万円 + (給与・年金所得者等※の数 - 1) × 10万円 + 28万5千円 × 世帯の被保険者数	5割	22,155円
43万円 + (給与・年金所得者等※の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × 世帯の被保険者数	2割	35,448円

※一定の給与所得者(給与収入55万円超)の方、公的年金等に係る所得を有する方。